

長崎ラグビースクール父母の会会則

第1章 総 則

第1条(名称)

この会は、長崎ラグビースクール父母の会と称する。

第2条(所在地)

この会は、本部事務局を会長宅に置く。

第3条(目的)

この会は、長崎ラグビースクールの活動に協力し、生徒の健全な育成を目指すとともに、会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第2章 組織及び機関

第4条(会員の構成)

長崎ラグビースクール生徒の父母と関係者で組織する。

第5条(機関)

この会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 本部役員会
3. 役員総会

第6条(総会及び役員会)

総会は、最高議決機関であって、父母の会会員の全員をもって構成する。

- 2 役員総会は、本部役員及び学年役員をもって構成する。
- 3 本部役員会は、会長、副会長、総務、会計、監査役をもって構成する。

第7条(招集)

定例総会は毎年1回とし、臨時総会は、必要に応じ、会長がこれを招集する。

- 2 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 この回の総会及び役員会には、ラグビースクール事務局の若干の出席を要する。

第8条(決議及び業務執行)

総会は、会員の過半数が(委任状を含む)出席し、その決議は出席した会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 総会は、次の事項を決議する。
 1. 父母の会の基本方針及び年度計画
 2. 予算及び決算
 3. 本部役員並びに学年役員の信任または不信任
 4. 父母の会の会則の変更

第3章 役 員

第9条(本部役員の定数)

この会には次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長2名以内
3. 会計 2名
4. 総務 3名以上
5. 監査 2名

第10条(本部役員の任務)

本部役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会の業務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 総務は会長を補佐し、会の活動の基本計画の立案及び日常業務を掌握すると共に、総会及び役員会の議事録その他の資料を作成する。
4. 会計は、会計事務の処理遂行にあたる。
5. 会計監査は、少なくとも年1回会計業務の監査を実施し、その結果を定時総会に報告しなければならない。

第11条(学年役員の定数)

この会には次の学年役員を置く。

1. 小学生および中学生の父母から、各学年正副役員1名ずつ

第12条(学年役員の勤務)

学年役員は毎年開催される役員総会に出席し、議案を審議し、その決議に参加する。

- 2 学年役員は、上記の審議の結果を該当各学年の会員に報告するとともに、決議事項につき、その周知徹底をはかるものとする。

第13条(役員の任期)

本部役員の任期は、就任後の2年以内の最終決算期に関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、他の役員の残任期間とする。
- 3 学年役員の任期は就任後1年以内の最終決算期に関する定時総会終結のときまでとする。

第4章 会 計

第14条(収入)

この会の収入は、会費、行事の収入、寄付金その他とする。

第15条(会費)

この会の会費は次の通りとする。

1. 年会費は生徒1名3,000円とし、兄弟がいる場合は、1名増す毎に1,500円を加算する。
2. 中退会した者又はさせられた者であっても、会費の払い戻しはしない。
3. 年度途中に入会した者は、スクール年会費表に定める会費を納入し、兄弟がいる場合はその半額とする。

第16条(会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年の3月31日までとする。

第5章 附 則

第17条(施行)

本会則は昭和53年4月10日より実施する。

附則(平成17年3月27日改正)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成24年3月25日改正)

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月27日改正)

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月26日改正)

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成31年3月30日改正)

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和2年3月28日改正)

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和3年3月21日改正)

この会則は令和3年4月1日から施行する。

長崎ラグビースクール父母の会細則

第1条(目的)

この会は長崎ラグビースクール(以下スクールとする)の行う次の行事に協力するとともに、年1回、餅つきまたは豚汁会を主催する。

スクール主催の行事

- ①交歓試合
- ②合宿
- 2 交歓試合におけるホームステイ及び試合の応援には必ず協力する。
- 3 交歓試合に向く場合には必ず学年から数名の父母の参加を要する。

第2条(役員構成)

1 本部役員

- ①会長は、原則として中学2年生の父母から選出する。
- ②副会長は、原則として小学生および中学生の父母から各1名を選出する。
- ③総務は、小学生の父母から2名、中学生の父母から1名を選出する。

2 学年役員

- ①小学生および中学生の父母から、各学年正副役員1名ずつ

第3条(見舞金の支給)

スクールとしての活動、練習、試合、合宿、街頭募金活動中に負傷し3日以上(2泊)入院した生徒については見舞金1万円を支給する。

第4条(慶弔等)

新任の指導者には、ユニフォームを贈呈する。ただし1回限りとする。

- 2 卒業時の小学部への記念品については、スクールと父母の会の折半によるものとする。
- 3 生徒ならびに父母、スクールの指導者に不幸があった場合は、弔意として1万円を供えるものとする。

第5条(父母の参観)

状況に応じ、父母の参観日を月1回設けることができるものとする。

第6条(お祝い金の支給)

スクール出身者がラグビー部員にいる高校が全国高校ラグビーフットボール大会(花園)に出場する際にはお祝い金として1万円を支給する。

ただしグラウンドを借用する長崎南山高校、長崎北高校については2万円を支給する。

第7条(施行期日)

改正後の本会則は、平成24年4月1日から施行する。

改正後の本会則は、平成27年4月1日から施行する。(第4条 3, 4項)

改正後の本会則は、平成28年4月1日から施行する。(第2条 1項②③、2項①)

改正後の本会則は、平成29年4月1日から施行する。(第3条 第4条 3, 4項)

※指導者はすべてボランティア活動です。みんなで協力いたしましょう。